

## 研究と動向

## 法医学の実際と意義\*

金沢大学名誉教授 井 上 剛

(前 言)……(省略)

さて、法医学という専門部門は、皆さんには耳新しいものではないかと、思われます。といいますのは、日本のようにすべての大学の医学部に法医学の講座が必須科目としておかれている国においてすら、法医学は何をする所であるかを十分に理解して下さる方は、まだ少ないようでありますし、お国では、大学の医学院に法医学講座が設けられていないと、承っているからであります。

そこで私は、長年法医学に掌わって来た者の1名として、法医学ではどんなことをしているかを紹介するとともに、それにどんな意義があるかを、述べて行こうと思います。

といっても、法医学で行なわれている仕事は、意外と思われるほど多方面に亘っておりますので、ここには、社会の実際面および教育の上に役立っていると思われる仕事だけを拾い上げ、私流に説明いたしますと、表に掲げるように、5つ通りのものがあります。

## 法医学の実際と意義

1. 医師養成(医学教育)上の役割りと意義  
死体の検視、剖検および死証書発行に関する知識、技術の附与
2. 犯罪捜査における役割りと意義
  - a. 人体資料について
    1. 外傷検査(生体および死体)に関するもの
    2. 窒息死、中毒死その他の変死に関するもの
    3. 性犯罪に関するもの
  - b. 物体検査資料について  
血痕、唾液、精液斑、毛髪、指紋などに関するもの
3. 交通事故における役割りと意義
  1. 事故内容の究明について
  2. 加害車輛および犯人の究明について
  3. 事故対策について
4. 親子鑑別における役割りと意義
5. 医事紛争における役割りと意義

念のために、その各項目を読み上げますと、(1)は、医師養成(医学教育)上の役割り、(2)は、犯罪捜査における役割り、(3)は、交通事故における役割り、(4)は、親子鑑別における役割り、(5)は、医事紛争における役割りとなっております。以下順次に、その個々のものの内容を究明して参ります。

(1)の項即ち医師養成(医学教育)上の役割りについては、医師の使命とは何かという所から説明して行かなければなりません。医師の使命は、2つありまして、その1つは、患者の診療をし、もし死亡すれば、それに死亡証書(死亡診断書)を発行することであり、その2は、死者(死体)の検視または解剖を行ない、それに死証書(死体検案書)を発行することです。この2つの仕事は、医師以外に行なうことのできないものでありますので、これは、医師の義務および権利であると、いうことができますし、両方とも医師には不可欠な任務となっております。

この2つの任務のうち、第1のもの、即ち、医師が患者を診療し、もし死亡すれば、それに死亡診断書を発行することは、医師以外の人にも非常によく知られており、これが医師の仕事の全部であると思っている人が、少なくないようであります。ところが、第2の任務は、頻度からいえば、確かに遙かに少なくはなっておりますが、第1の任務に匹敵する大切な医業であります。従って、医師である者には、この第2の任務を充分に遂行するための知識と技能とが必要となって参ります。これを教えるのは、法医学の務めでありますので、法医学は、医師の養成即ち医学教育上に、欠くことのできないものとなっております。

法医学が医学教育上、臨床医学に匹敵するほど大切な科目であることは、どうかすると医者の側からも忘れられ勝ちになります(これは、日頃患者の診療で多忙な臨床医家の錯覚であると、私はいっております)。については、この医学会総会にご出席のお医者さん方には、法医学への認識を新たにされ、お国の大学の医学

\*……この報告は、昭和46年5月2日台南市における台湾医学会の席上での特別講演の記録である。

院にも、法医学講座が早急に開設されることを、祈ってやみません。

(2) ついで、表の第2項、即ち犯罪捜査における役割りについて話を進めます。この役割りは、アメリカ式に言えば、**medical examiner** が受け持っておりますが、日本では、主として法医学者がその役割りを果たしております。こうした所からも判かるように、犯罪捜査上に必要となって来る医学的事項を処理する者は、それぞれの国によって違っているのであるが、犯罪捜査には往々にして、高い次元の医学の知識と検査とが必要となって来るので、私は矢張り、それに法医学の専門家があたることが望ましいと、思っています。

犯罪捜査、殊に、殺人や傷害事件などの捜査に当たって、医学が如何に大きな役割りを演ずるかは、素人の人でも、よく知っている所でありますので、この項については、特に審わしい説明はいらないかも知れません。ただし、その医学は、普通の医学即ち臨床医学ではなく、すべてが法医学に属するものとなっております。従って、法医学は、犯罪捜査に必要な医学を独占しているものであり、その必要性と意義は、世の中から犯罪が消滅しない限り、看過できないと、いえましよう。

ところで、犯罪捜査上に必要となって来る医学の内容は、検査の対象となる資料別にみますと、表に示しましたように、(a) 人体資料に関するものと、(b) のいわゆる物体検査に関するものとの2つに大別されますが、前者即ち(a)は、更に、(1)外傷検査に関するもの、(2)窒息死、中毒死 その他の変死に関するもの、および、(3)性犯罪に関するものとの3つに小分けしなければなりません。

この中で、(1)の外傷性検査に関するものについては、是非とも、説明を加えておかなければならぬように、思います。というのは、外傷の処置や手当ては、外科の医師が行なうので、外傷検査は、外科医の方が専門で、法医学の者より遙かに上手ではないかと、考えている人があるかも知れないから、である。ところが、外科学は、きず(外傷)がどうなっているかを見定めた上、そのきずに最も適当な処置や手術を行なう所でありまして、法医学は、そのきず(外傷)が、どうしてできたか(成因如何)を吟味し検査して行くことを教え、研究して行く所でありますので、外科学と法医学とは、ともに外傷を取り扱いますけれども、この両者の間には、目的が違うため、大きな違いが生じているのであります。

審わしくいいますと、法医学では、外傷について

は、それがどんな物体(兇器)で、どのようにして形成されたかを吟味究明して行くのが本命となっておりますので、法医学専門家の外傷検査の結果は、直ちに犯罪捜査に役立つことになり、犯行に使われた兇器の如何やその使用方法の究明に大きな役割りを演ずるだけでなく、ときには自他殺の鑑別などにも、決定的な資料を提供することになります。こうした関係から、犯罪捜査には、法医学は不可欠のものになっております。

なお念のために、その他のものについても、多少言及しておきますと、(2)の窒息死、中毒死その他の変死に関するもの場合は、特に説明するまでもなく、法医学の独壇場でありますし、(3)の性犯罪に関するものの場合においても、法医学が大きな役割りを演ずることは、既にご承知のことと思います。(b)の物体検査資料群に関するものは、資料が人体の1部または分泌物である関係上、それは医師が検査して行かなければならないという所から、法医学が受け持つようになったものと、考えられますが、こうした資料群が犯罪捜査に大きな意義を持っていることは、特に説明するまでもないでしょう。

以上に述べましたように、法医学は、医学教育および犯罪捜査について、重要な役割りを演ずるものであります。こうした所は、歴史的にみますと、法医学が独立した専門分野として育って来た理由の1つであると、思われます。ところが、法医学の存在には、以上の領域の関係だけからではなく、それ以外にも、いろいろと理由がありますので、私は更に、それ以外のものについての説明を付け加えておこうと、思います。

(3) その1つは、交通事故における役割りと意義についてであります。交通事故特に自動車による交通事故は、何処の国でも車が増えるにつれ、増加の一途を辿っておりますので、怖るべき文化的社会病であると、いうことができるのであります。

この交通事故は、非常に大きな運動のエネルギーを持っている車輛によって惹起されるものであり、而かも、その加害物体(車輛)は、常に路面に平行して作用するという特殊関係だけからみても、交通事故による損傷(外傷)は、従来の損傷、即ち、他人の加害や自己の過失などによって生ずる外傷とは、全く違った内容のものでありますので、これは、普通の外傷論の枠外にある全く新しい損傷であると、みなければなりません。

交通事故の犠牲者(被害者)の身体には、外表からみれば、大いした損傷がないのに拘わらず、体内において甚だ重篤な破壊が起っているのが普通でありま

す。従って、その外傷は、受傷者の手当てをする医師にとっては、非常に慎重を期さなければならない厄介なものであります。死亡したときには、その死因を確認し、賠償の請求がうまく片付くようにするためにも、死体解剖を行なうことが望ましいのであります。現在の日本におきましては、いわゆる轢き逃げの場合とか、二重事故（2つ以上の車輛が事故に関与しているケース）の場合、或は、目撃者がないかその証言があやしいと思われるような場合については、もちろんのことですが、次第に死者の死体解剖を行なう例が増えて参りまして、主として私ども（法医の専門家）がその役割りを演じております。

こうした所からみても、法医学の交通事故における役割りが如何に大きいかは、既に判かって戴けたことと思えますが、法医学の者が交通事故の処理に関与することには、なおその他かにも、大きな意義があるのであります。その意義の1つは、われわれの主として解剖による損傷検査の結果は、交通事故の内容の究明に役立つということであります。といいますのは、自動車には、車種の違いによってかなり大きな構造の相違がありますと、外傷（被害者の受ける損傷）は、車の直接に作用した部分の構造如何によって、大きく変わって参りますので、被害者の損傷を審わしく、且つ、個々のものを総合しながら吟味検討して行きますと、事故を起した車種の如何や交通事故の内容などが、多くはかなり正確に推知できるから、であります。こうした役割りを果たすためには、日頃から機会ある毎に、被害者の身体の損傷の内容および程度と、加害自動車の破損の部位、内容および程度とを、比較検討して行く努力が必要となりますので、それが、今日われわれに課せられた任務の1つになっていることを、痛感致しております。

なお、交通事故には、運転者側はもちろん、歩行者などの被害者側においても、医学的事項（身体的、生理的および精神上の欠陥）が直接の原因または遠因（誘因）となっていることが、少くありません。酩酊運転などによる事故は、その代表的なものであります。そうした関係上、事故対策の1環として、こうした方面の調査や研究に励んでおられる医学者がかなり多数でありまして、法医学の専門家にも、それに力を入れている人が少くありません。そこで、私はこうした方面においても、法医学は仕事を分担していると、考えている次第であります。

いずれにしても、最近の新しい時代における自動車を始めとする各種の乗り物の開発と発展は、法医学へ新しい任務（役割り）を与え、この新しい領域におけ

る法医学の責任と意義は、今後ますます大きくなって行くように、考えられます。

(4) 次に、表に掲げた第4項、即ち、親子鑑別における役割りを、採り上げます。

親子鑑別に当っては、当事者即ち指定された被検者について、遺伝関係がはっきりしている事柄を審わしく検査し、その検査の結果を慎重に吟味検討して行かなければなりません。現在の処遺伝関係が最もはっきりしているのは、血液型でありますので、その鑑別には、血液型の検査は不可欠であり、多種類の血液型が検査の対象とされておりますが、その他かに参考資料として、指紋なども使われております。

血液型や指紋は、従来の法医学者によって、審わしく調査研究されて来たものであります。そうした関係もあって、殆んどすべての国において、親子鑑別は、法医学の仕事の1つとみられており、従来私もときどき、その仕事に従事させられております。

(5) 最後に、第5項の医事紛争における役割りについて、多少の説明を致しておきます。

ここには便宜上、単に「医事紛争」と書いておきましたが、それには、(a)錯誤による事故の場合、(b)いわゆる医療過誤の場合、および、(c)真の意味の医事紛争の場合との3つのケースがありまして、特に(b)と(c)とは、どこの国におきましても、毎年増えて行く傾向があり、医者への脅威となっている感じがあります。

既にご存じのこととは思いますが、まず最初に、この3つのケースの内容の差を説明しておきますと、(a)は、医師側に明白な錯誤（誤り）があった場合の事故……例えば、薬を他の患者のものを取り違え投与したときとか、手術する目球の左右を間違えたというような場合……であり、(b)は、医師側には明瞭な誤りはなかったが、多くは微妙な点か、故意または過失上の問題として採り上げられ、医療補助者を含む医師側に医師としての注意義務上の責任があるかどうかが論争になって来るというようなケースでありまして、(c)は、患者側の思い違い（感情上の行き違いを含む）またはゆすりに近い動機から生れた計画的紛争の場合であります。もっとも、これらの区別は、事故の内容を調べた上判かるものでありますので、実際の紛争においては、見掛けの上では、以上の(a)、(b)、(c)がどれも同じような顔をして現われる可能性があります。そうした関係上、私は、この項の見出しに、「医事紛争」という文字を使っておいたのであります。

いずれにしても、医事紛争は、多くは複雑微妙であり、その処置（事件対策）が甚だ厄介なものとなっておりますので、医師には、ときには必要以上に恐れら

れているようであります。その1つの理由は、こうした場合には、単に刑事責任の追求を受けるだけでなく、民事責任を負わされる可能性が出て来ること、また、刑事責任を問われなくても、民事責任を負担しなければならない場合があることが、判かっているためでありました。

医事紛争は、その内容が複雑微妙であるだけでなく、特殊な専門部門に属しているため、少くも現在においては、これを取扱う裁判所側においても、これを正確に把握し、適正な判断を下すだけの用意がないように、見受けられます。そうした関係上、こうした場合においては、裁判所は多くは、必要な知見の提供を適当な医学者に求めて来ることになりますが、それには、これまでのところでは、広い領域に亘って公平な知識を持っているという意味合いから、しばしば法医学者が選ばれております。こうした点からみても、法医学の医事紛争における役割りは、看過できないものとなっているのであります。

従来の経験によりますと、その役割りは、さきに述べた医事紛争の内容如何によって違って参りますので、参考までにその違いを述べておきますと、(a)の医

師側に明白な錯誤のあった場合には、法医学者は、端的に言えば、裁判所への証拠の提供者の役割りを演ずることになります。従って、この場合には、法医学は該当医師に対しては、監察官の立場に立たされるわけであります。(b)の事件の場合、例えば、誤診が問題となっているような事件の場合においても、法医学は、適正な判断が下されるための資料や知見を提供するという意味で、多分に監察的機能を発揮する立場におかれますが、(c)の場合においては、結果的には、正しいものを助けるという立場に立たされますので、明かに医師の味方の役割りを演ずることになって参ります。

いずれにしても、真実発見のため、法医学は大きな責任を負わされていると、いえましょう。

以上に述べましたように、法医学は、医学教育上に大きな役割りと意義を持っているだけでなく、犯罪捜査や交通事故、親子鑑別や医事紛争などに関して、大きな社会的意義を持っているのであります。ご静聴下さいました皆さんが、こうした認識を新たにして下さって、お国においても、法医学の専門家が育ち発展して下さいよう希ってやみません。